（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

第三十五条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第三号までの記載要領中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第四号及び別記様式第五号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第六号の記載要領中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第七号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第八号から別記様式第十号までの記載要領中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第十一号から別記様式第十三号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則の一部改正）

第三十六条　配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による援助に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（確認事務の委託の手続等に関する規則の一部改正）

第三十七条　確認事務の委託の手続等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号及び別記様式第二号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則の一部改正）

第三十八条　携帯音声通信役務提供契約に係る契約者確認に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別記様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（警備員等の検定等に関する規則の一部改正）

第三十九条　警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号、別記様式第三号から別記様式第五号まで、別記様式第七号から別記様式第九号まで及び別記様式第十一号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附則別記様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則の一部改正）

第四十条　届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一から別記様式第四までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（遺失物法施行規則の一部改正）

第四十一条　遺失物法施行規則（平成十九年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十四号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部改正）

第四十二条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第八号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の一部改正）

第四十三条　少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成十九年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の一部改正）

第四十四条　被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則（平成二十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第四十五条　オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律施行規則（平成二十年国家公安委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第四号まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則の一部改正）

第四十六条　猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記様式第一号及び別記様式第二号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（行方不明者発見活動に関する規則の一部改正）

第四十七条　行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則の一部改正）

第四十八条　国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律施行規則（平成二十五年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（死体取扱規則の一部改正）

第四十九条　死体取扱規則（平成二十五年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第六号まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第五十条　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第二十六号まで、別記様式第二十八号及び別記様式第二十九号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則の一部改正）

第五十一条　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号から別記様式第十五号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。